

「別紙様式3-1」下部のエラーチェック表について、「△」や「×」がある場合、下記の点を確認してください。

(あ)基本情報に未入力の欄があります。「基本情報入力シート」を完成してください。

(い)処遇改善加算の「(2)②賃金改善所要額(i - ii)」が、「(2)①処遇改善加算の総額」以上となる必要があります。

(う)特定処遇改善加算の「(2)②賃金改善所要額(i - ii)」が「(2)①特定処遇改善加算の総額」以上となる必要があります。

(え) (A)経験・技能のある介護職員における平均賃金改善額は、(B)他の介護職員における平均賃金改善額を上回る必要があります。

(A)経験・技能のある介護職員と(C)その他の職種のみ賃金改善を行う場合は、(A)経験・技能のある介護職員における平均賃金改善額が(C)その他の職種における平均賃金改善額の2倍を上回る必要があります。

(お)(B)他の介護職員における平均賃金改善額は(C)その他の職種における平均賃金改善額の2倍以上になる必要があります。

「△」の場合、(C)その他の職種の平均賃金額が(B)他の介護職員の平均賃金額を上回っていない場合は提出できます。

※(C)その他の職種の平均賃金額が(B)他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合、両グループの平均賃金改善額が等しくなる(1:1)までの改善が可能です。

(か)「賃金改善を実施したグループ」の選択方法が不適当です。

(き)「(C)その他の職種」の改善後の賃金が年額440万円を超えてはいけません。

(く)「(A)経験・技能のある介護職員」のうち、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上の者がいない事業所があった場合、「設定できない事業所があった場合その理由」欄にチェックが必要です。

(け)「2⑤職場環境等要件」について、処遇改善加算を算定している場合、全体で必ず1つ以上の取組を行う必要があります。

(こ)「2⑤職場環境等要件」について、特定処遇改善加算を算定している場合、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組みを行う必要があります。

(さ)誓約部分に日付を記載してください。

(し)「お」が△の場合、「2⑥その他」に理由の記載が必要です。